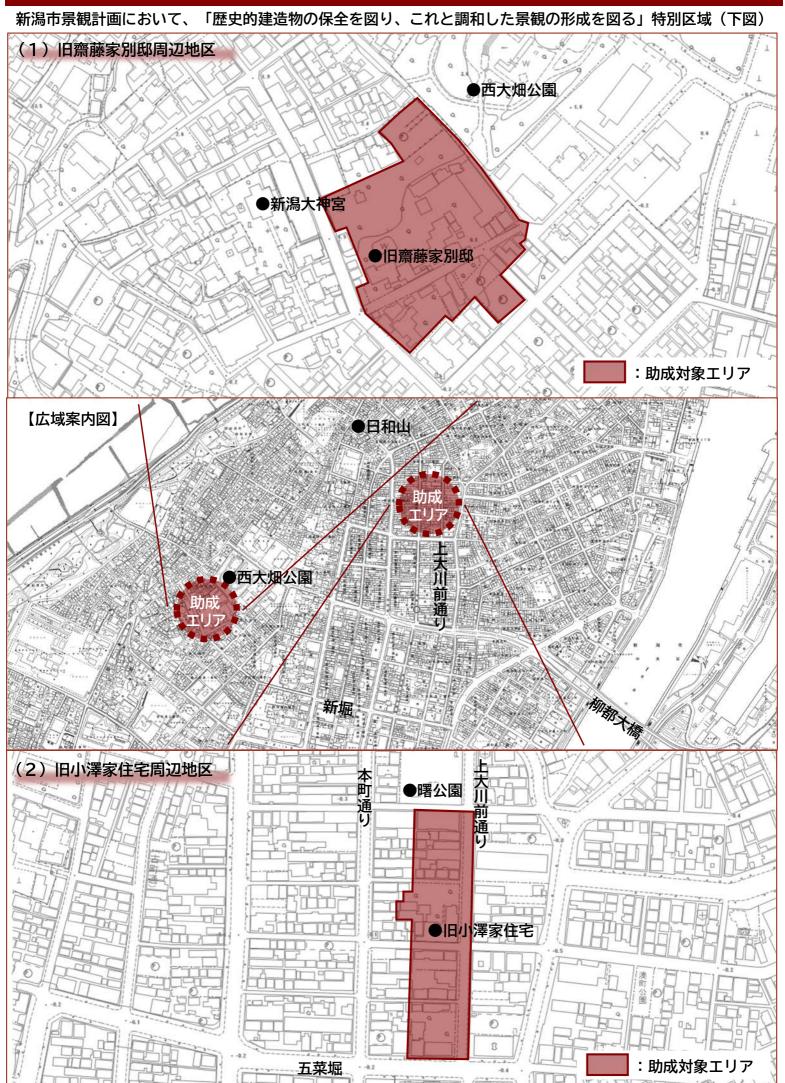


「歴史的なまちなみ」 を活かした 建物の改修費 を助成します!

- 一「新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金」制度のご案内一
 - 1 助成対象のエリア
 - 2 助成制度の概要
 - 3 助成基準
 - 4 助成金利用手続きの流れ

1 助成対象のエリア



2 助成制度の概要

(1)助成対象者

①建造物の所有者 ②建造物の占有者 ③土地所有者

※建造物や土地について、申請者以外に別の所有者が存在する場合は、当該所有者の同意書が必要となります。

(2) 助成対象事業・助成対象経費・助成率・助成金限度額

歴史的まちなみの保全に貢献する、<u>建造物の外観の改修工事</u>等に対し、その費用の一部を市が支援します。

助成対象事業	助成対象経費	建造物区分	助成率	助成金限度額
①建築物の修景	建築物の修景費	景観重要建造物	2分の1	700万円
		歴史的建造物	2分の1	500万円
		一般建造物	2分の1	150万円
②工作物の修景	工作物の修景費	景観重要建造物	2分の1	70万円
		歴史的建造物	2分の1	50万円
		一般建造物	2分の1	50万円
③修景にかかる設計等	設計・工事監理費	景観重要建造物	2分の1	50万円
		歴史的建造物	2分の1	25万円
		一般建造物	2分の1	10万円
④耐震改修	耐震改修費	景観重要建造物	2分の1	200万円
⑤耐震診断	耐震診断費	景観重要建造物	2分の1	30万円

【表の補足説明】

- ア 修景・・・・・助成基準(次ページ以降を参照)に基づき、建造物等の外観を歴史的まちなみの保 全に資するよう行う、新築、増築、改築、改修(修繕、模様替え)等をいいます。
- イ 工作物・・・・・・・門、塀、柵、広告物等をいいます。
- ウ 景観重要建造物・・・・景観法に基づき指定された建造物をいいます。
- エ 歴史的建造物・・・・・建築基準法施行日(昭和25年11月23日)時点で存在した建造物をいいます。
- オ 一般建造物・・・・・・景観重要建造物・歴史的建造物以外の建造物をいいます。
- カ 耐震診断・・・・・・限界耐力計算など、建造物の特性に応じた診断方法を採用して下さい。

(3)助成金利用にかかる注意事項

- ●助成制度を利用して修景を行った建造物の外壁などの部分については、10年間適切に維持をしてください (改修などを行う場合は、事前に市の承認が必要になります)。
- ●<u>助成の対象</u>になる部分は、<u>「歴史的なまちなみの保全・向上」に貢献する外観の工事</u>となります。道路や 小路などの外部から見えない部分の工事は対象外となります。
- ●新築、増築、改築、外観の修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は、原則として<u>景観法に基づく届出手続きが別途必要</u>となります。

(4) 「歴史的建築物活用事業助成金」について

- ●本助成金制度とは別に、歴史的建築物を事業用の建物の新たに事業用の用途として活用する場合の助成金(助成率:3分の2 助成金限度額:800万円)があります。
- ●詳しくは、裏表紙お問い合わせ先までご連絡ください。

景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準の概要

デザイン全般の考え方

- ①これまでの工事履歴や古写真等をもとに、建築時点など、往時の外観の姿を調査します。
- ②調査をもとに、建物外観の修理や復原を行います。
- ③復原が難しい場合は、「一般建造物」の基準を適用します。

工事のイメージ





外壁

下見板・縦羽目板張りなど 従前の張り方にします。

屋根

屋根形状が改造されている場合は、旧状に復原します。

窓

桟や腰板の使用など、 従前のデザインとします。

外壁 色彩

茶系などにします。

塀等

建築物の基準に倣います。

設備配管

外壁と同色の配管カバー等で 目立たないよう工夫します。

設備

室外機などの設備は、 目立たないよう目隠しします。

広告物

屋外広告物は必要最小限にします。

一般建造物の助成基準の概要

デザイン全般の考え方

- ①歴史的まちなみの向上に資する優れたデザインとします。
- ②安易な和風デザインの模倣は避けます。
- ③歴史的なまちなみの向上に資するデザインであれば、助成基準に適合しなくてもよい場合があります。

工事のイメージ







外壁

木材や漆喰などの素材とし茶系などの色合いにします。

屋根

2方向の勾配屋根とします。

建物高さ

2階以下とします。

設備

室外機などの設備は、 目立たないよう目隠しします。

外構

洗い出しや石張りなどとしま す。

駐車 スペース

最小限にします

壁面 位置

歴史的建造物の位置に 合わせます。

窓

木製建具等とし 桟や格子等を入れます。

3 助成基準 (詳細な内容)

	マングルグを一十 (RT小叫・G「ゴロ)				
建造物の区分		景観重要建造物・歴史的建造物			
	地区名	旧齋藤別邸周辺地区・旧小澤家住宅周辺地区共通			
		履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。			
	共通基準	修理又は復原が難しいと市長が認めるときは、一般建造物の助成基準とすることができ る。			
建築物	方高				
	配置				
	建物形態				
	屋根葺き材料				
	屋根形状	履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。			
	屋根勾配				
	外壁材料				
	外壁色彩				
	建具材料・色彩				
	建具デザイン				
	照明設備	一般建造物の助成基準に同じ。			
	照明設備以外の設備・ メータ類				
	設備配管・配線				
	屋外駐車場	履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。			
	外構舗装仕上げ				
	植栽の樹種	履歴を調査のうえ、樹種を選定すること。			
	植栽の伐採	履歴を調査のうえ、不要な樹木を除き、伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、 可能な限り同様の大きさの樹木を新たに植えること。			
	門・塀・柵等の全般	建築物の基準を準用する。			
広告物等	広告物等の種類	自家用広告物等又は管理用広告物の壁面広告のみとすること。			
	表示個数	広告物の種類ごとに1基とするなど、必要最小限の基数とすること。			
	高さ	地上からの高さ3m以下、かつ1階部分とすること。			
	表示面積	1基あたりの面積は可能な限り小さくすることとし、1基あたり0.5㎡以下を標準とすること。			
	表示内容	自己の氏名、名称、店名及びロゴ並びに建物の名称とすること。			
	色彩	色の数は、3色以内とし、地の色は原則として白色(N9を標準)とすること。			
	適用除外	履歴調査による復原の場合は、上記基準の適用を一部除外することができる。			

一般建造物

旧齋藤家別邸周辺地区

旧小澤家住宅周辺地区

歴史的なまちなみの維持・向上に資する、優れたデザインとすること。

特に良好な景観の形成を図ることができると市長が認めるときは、助成基準の適用を一部除外することができる。

良好な景観形成上、支障がないと市長が認めるときは、景観計画に定める基準とすることができる。

地上10m以下、かつ、2階以下とすること。

地区内の歴史的建造物の建築当初の壁面の位置に倣い、道 路からの後退が大きい場合は、塀を設けること。

地区内の歴史的建造物の建築当初の壁面の位置に倣うこと。

上大川前通り(市道上大川前通本町通線)に棟が平行し、 かつ、上大川前通りから見て間口よりも奥行きが長い建物 形態としないこと。

一(規定しない)

原則として日本瓦(安田瓦を基本)とすること。

二方向以上に流れる勾配屋根とすること。

地区内の歴史的建造物に倣った勾配とすること。

場所ごとに適切な材料を選定すること。

木材、漆喰、モルタルその他の地区内の歴史的建造物の建 木材、漆喰、その他の地区内の歴史的建造物の建築当初に 築当初に使用されていた素材とし、建築物の様式や壁面の 使用されていた素材とし、建築物の様式や壁面の場所ごと に適切な材料を選定すること。

地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた色彩又は、無彩色(明度2から6まで)若しくは茶系色(色相2. 5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで)とすること。

木製を基本とすること。木製以外を使用する場合は、木製建具を外側に設けるか、色彩を外壁と合わせること。

縦桟又は格子を付ける、若しくは格子戸とするなど、地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた意匠とし、開 口部の場所ごとに適切な意匠を選定すること。

建築物からの漏れ光や建築物へのライトアップなどにより、歴史的なまちなみの趣きを高める照明設備の配置や配光と すること。また、照明の色温度を3000K以下とすること。

道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、外壁の色彩と色を合わせ、かつ、木製の格子等で 目隠しすること。

道路から見えない位置に設置する、外壁の色彩と色を合わせる、又は外壁の色彩と色を合わせた配管カバー等で目隠し すること。

屋外駐車スペースは設けないこと。やむを得ず設ける場合 は、門や塀などを道路境界に設けること。

屋外駐車スペースは設けないこと。やむを得ず設ける場合 は、駐車場の間口は、建物の間口の半分以下とするか、門 や塀などを道路境界に設けること。

石張り、洗い出しとし、コンクリートの場合は、目地により歴史的なまちなみに調和する意匠とすること。

地区内の歴史的建造物の日本庭園に使用されている樹種とすること。

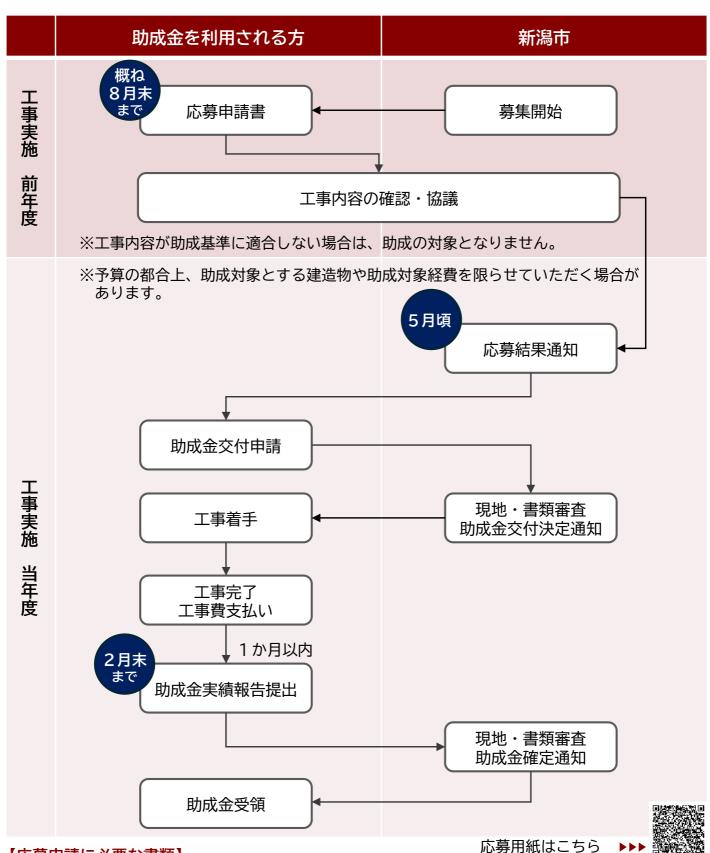
既存の樹木を伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、可能な限り同様の大きさの樹木を新たに植えること。

建築物の基準を準用する。

景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準に同じ。

自家用広告物等又は管理用広告物の壁面広告及び暖簾のみ とする。

景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準に同じ。



【応募申請に必要な書類】

①応募申請書、②位置図、③現況写真、④見積書の写し、⑤建築年代のわかる資料、など

【助成金交付申請に必要な書類】

- ①助成金交付申請書、②収支予算書、③図面、④現況写真、⑤見積書の写し、
- ⑥市税の納税証明書、⑦同意書、⑧その他市長が必要と認める書類

∖まずは、お問い合わせください! 相談は随時受け付けております/ 【お問い合わせ先】

新潟市役所 都市政策部 まちづくり推進課 景観・庶務グループ 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階 TEL:025-226-2707 MAIL:machisui@city.niigata.lg.jp